

省エネ家電購入促進事業補助金について

令和6年度のデコ活第1弾として、省エネ家電の購入補助を実施します。今回の購入補助では、家庭内における消費電力の多い家電を対象としています。また、65歳以上の世帯員がいる家庭には、熱中症予防の観点からエアコン購入の際、補助額を上乗せします。

■ 事業目的

省エネ家電の普及を促進することで、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガス排出量の削減を図ります。

■ 事業概要

市民が自宅で使用するために、市内の事業者から基準を満たす家電を購入する際の費用の一部を補助します。

【事業期間】

購入対象期間：令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

補助受付期間：令和6年6月3日から令和7年3月14日まで

※ 予算額に達し次第、受付を終了

【補助対象製品】

エアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビ

【補助対象基準】

多段階評価点2以上かつ省エネ基準達成率100%以上

【補助交付額】

購入額	補助額
2万円以上 5万円未満	5,000円
5万円以上10万円未満	10,000円
10万円以上15万円未満	20,000円
15万円以上	30,000円

※熱中症予防の観点から、令和6年4月1日時点で65歳以上の世帯員がいる家庭でのエアコンの購入に対しては、上記補助額に10,000円を上乗せします。

本事業は、環境省が推し進める「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の本市の取組として、位置付けています。